

第 16 回 農業委員会総会 会議録

1 開 会	1
2 議 題	1
(1)議事録署名委員の決定について	1
(2)農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	1
議案第1号	1
議案第2号	2
議案第3号	3
(3)農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	4
議案第4号	4
議案第5号	5
議案第6号	6
議案第7号	6
(4)農地法第5条第1項の規定による許可処分後の変更に係る処分決定について	7
議案第8号	7
議案第9号	8
(5)非農地証明について	9
議案第10号	9
(6)非農地通知について	10
議案第11号	10
(7)農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について	11
議案第12号	11
その他	12
3 閉 会	12

○ 出席者

会長	15番	渡邊 浩正			
会員	1番	関 光博	2番	揚石 明	
	3番	佐藤 栄一	6番	福田 一紀	
	7番	中山 敏克	8番	大野 文子	
	9番	桑原 雅子	10番	塚原 信一	
	11番	町野 位夫	12番	渡辺 正明	
	13番	手塚 みち子	14番	石塚 英好	

日 時 令和6年9月20日(金)16時00分

場 所 第一委員会室

1 開 会

○議長（渡邊 浩正） 本総会の出席委員は13名となります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

それでは、ただいまから第16回矢板市農業委員会総会を開催します。

（16：00）

2 議 題

（1）議事録署名委員の決定について

○議長 会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りをいたします。

（議長一任）

それでは議長より指名いたします。7番 中山 敏克委員、8番 大野 文子委員を指名します。指名のとおり御異議ございませんか。

（なし）

ありがとうございます。

（2）農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 付議事件（2）、農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について、議題に供します。

議案第1号

○議長 まず、議案第1号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を、当

番班2班 班長、11番 町野 位夫委員をお願いします。

○町野 位夫委員 本日、午前9時から、委員4名、事務局2名の計6名で、農地法第3条3件、同法第5条4件、同法5条許可処分後の変更2件、非農地証明1件、非農地通知1件、合計11件の現地調査を実施いたしました。

詳細については、各当番委員が報告しますので、皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○議長 はい、ありがとうございます。現地調査の総括的な報告が終わりました。次に、議案第1号の現地調査の詳細な報告を、3番 佐藤 栄一委員にお願いします。

○佐藤 栄一委員（申請地位置説明）

申請地は2～3か月前に草刈りを行い、雑草が生えている状態です。譲渡人は相続で申請地を得たのですが、耕作できないため、隣接地の所有者である譲受人に土地を譲渡することとなりました。申請地は譲受人の隣接地であり、近くには譲受人の作業小屋があるので、何ら問題ないと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第1号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第2号

○議長 続きまして、議案第2号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、議案第2号の現地調査の詳細な報告を、3番 佐藤 栄一委員にお願いします。

○佐藤 栄一委員（申請地位置説明）

本件は議案第1号と譲渡人が同じになります。議案第1号と同様に、譲渡人が相続で取得した土地をその隣接地を所有している譲受人が取得するものとなります。本件について、譲受人は農用地を所有しているので、何ら問題ないものとして見て参りました。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第2号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第3号

○議長 農業委員会等に関する法律第31条第1項により、3番 佐藤 栄一委員の退出を求めます。

（佐藤 栄一委員 退室）

○議長 続きまして、議案第3号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、議案第3号の現地調査の詳細な報告を、10番 塚原 信一委員にお願い

いします。

○塚原 信一委員（申請地位置説明）

本件は広範囲の申請になります。申請地は管理がされており、今後は隣人である譲受人が耕作することですので、問題ないと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第3号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第3号が終了しましたので、3番 佐藤 栄一委員の入室を求めます。

（佐藤 栄一委員 入室）

（3）農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 続いて、付議事件（3）農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

議案第4号

○議長 それでは、議案第4号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。

○議長 次に、議案第4号の現地調査の詳細な報告を、11番 町野 位夫委員にお願いします。

○町野 位夫委員（申請地位置説明）

申請地の周辺は住宅が建っており、隣接地には農地がない状態になっておりま

す。転用目的に関しては致し方ないと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第4号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第5号

○議長 それでは、議案第5号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。

○議長 次に、議案第5号の現地調査の詳細な報告を、3番 佐藤 栄一委員にお願いします。

○佐藤 栄一委員 (申請地位置説明)

本件は申請者の子息が住宅を建設するものとなります。第2種農地ですので、問題ないと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第5号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第 6 号

○議長 それでは、議案第 6 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。

○議長 次に、議案第 6 号の現地調査の詳細な報告を、13 番 手塚 みち子
委員をお願いします。

○手塚 みち子委員（申請地位置説明）

本件は周囲に農地もなく、住宅街に囲まれているので、何ら問題ないものと
見て参りました。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第 6 号について、
質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第 6 号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたしま
す。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第 7 号

○議長 それでは、議案第 7 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。

○議長 次に、議案第 7 号の現地調査の詳細な報告を、13 番 手塚 みち子
委員をお願いします。

○手塚 みち子委員（申請地位置説明）

本件も周囲に農地もなく、住宅街に囲まれているので、何ら問題ないものと

見て参りました。皆様の慎重審議よろしく申し上げます。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第7号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第7号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(4) 農地法第5条第1項の規定による許可処分後の変更に係る処分決定について

○議長 続いて、付議事件(4)農地法第5条第1項の規定による許可処分後の変更に係る処分決定について議題に供します。

議案第8号

それでは、議案第8号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。

○議長 次に、議案第8号の現地調査の詳細な報告を、13番 手塚 みち子委員にお願いします。

○手塚 みち子委員 (申請地位置説明)

本件は現所有者の兄の新居を建てる目的で許可を受けていましたが、家族が亡くなり、計画を進めることが困難になったので、不動産業者に土地を売買することとなりました。管理者が高齢であり、申請地を売却したいという理由からやむを得ないものと見て参りました。皆様の慎重審議よろしく申し上げます。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第8号について、質

疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第9号

○議長 それでは、議案第9号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。

○議長 次に、議案第9号の現地調査の詳細な報告を、11番 町野 位夫委員
にお願いします。

○町野 位夫委員 (申請地位置説明)

申請地は当初新聞店を開設する予定でしたが、農地転用許可が下りた後に建設場所を変更することとなりました。本件は新たに太陽光発電施設を建設したいという内容です。申請地について、近隣の耕作地に影響はないものと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第9号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○佐藤 栄一委員 転用することについては問題ないと思われませんが、農地法第5条第1項の規定による許可処分後の変更に係る処分決定について審議した後に許可書が出せるようになることでよろしいですか。もし、そうならば、手続きとしてはどうなのかと疑問に思いました。

○事務局 事業計画の変更と許可を同時に諮っていると認識していましたが、

今後は農地法第5条第1項の規定による許可処分後の変更に係る処分決定について審議した後に、農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について審議させていただきます。

○佐藤 栄一委員 了解しました。

○議長 他に無いようですので、これより採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(5) 非農地証明について

○議長 続いて、付議事件(5)非農地証明について、議題に供します。

議案第10号

○議長 それでは、議案第10号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。

○議長 次に、議案第10号の現地調査の詳細な報告を、3番 佐藤 栄一委員
にお願いします。

○佐藤 栄一委員 (申請地位置説明)

本件は議案第5号に関連するものになります。転用の申請を準備している中で発覚したものとのことです。申請地には納屋のような建物が20年以上前から建っており、入口も舗装されていたため、農地でない状態が長らく続いているとして非農地証明の対象として問題ないを見て参りました。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第10号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○石塚 英好委員 案内図では建物がないように見えますが、現況はどうなっているのか教えていただきたい。

○佐藤 栄一委員 現地では建物が建っており、入口のアスファルト道路の一部にもなっている状態でしたので、非農地として問題ないと思って見て参りました。

○石塚 英好委員 了解しました。

○議長 他に無いようですので、これより採決いたします。

議案第 10 号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(6) 非農地通知について

○議長 続いて、付議事件(6)非農地通知について、議題に供します。

議案第 11 号

○議長 次に、議案第 11 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 次に、議案第 11 号の現地調査の詳細な報告を、10 番 塚原 信一委員にお願いします。

○塚原 信一委員 (申請地位置説明)

申請者は矢板市の水道タンクの事業に協力した結果、申請地となる部分が余ってしまったとのことです。農地として使える状況ではないため、非農地としてやむを得ないのではないかと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくお願ひします。

○議長 事務局の説明が終わりました。それでは、議案第 11 号について、質疑

意見等を求めます。ございませんか。

○議長 無いようでしたら、これより採決いたします。

議案第 11 号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(7) 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について

○議長 続いて、付議事件(7) 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について議題に供します。

議案第 12 号

○議長 次に、議案第 12 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。次に、議案第 12 号の現地調査の詳細な報告を、11 番 町野 位夫委員にお願いします。

○町野 位夫委員 (申請地位置説明)

申請地は道路から 5 メートルほど高い住宅地になっており、草刈り等管理はされている状態でした。一般住宅の建設予定として農振除外となることについて致し方ないと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 それでは、議案第 12 号について、質疑意見等を求めます。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第 12 号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

その他

○議長 その他の事項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

以下の内容について伝達を行った。

- ・「令和7年度矢板市農地等の利用の最適化の推進に関する意見書（案）」についての確認
- ・雇用管理者向け研修会及び経営発展・法人化研修会についての連絡
- ・8月の豪雨災害による橋梁の災害復旧工事のための一時転用について

3 閉 会

○議長 以上をもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

令和6年9月20日

議長

渡邊 浩正

議事録署名員

大野 文子

議事録署名員

中 山 敏 克

